本号で公布された法令のあらまし

◇**福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令**（政令第一五〇号）（復興庁）

福島復興再生特別措置法（平成二四年法律第二五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日を平成二四年五月三〇日とすることとした。

◇**福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五一号）（復興庁）

1　福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第二二条第一項の規定に基づく公営住宅等の譲渡処分に係る特例に関し、公営住宅法施行令（昭和二六年政令第一九三号）の規定について、法と同様の読替えを定めることとした。（第一条関係）

2　法第四一条第二項の規定による商標登録出願等に係る登録料の軽減について、その手続及び軽減額を定めることとした。（第三条関係）

3　法第四一条第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減について、その手続及び軽減額を定めることとした。（第四条関係）

4　法第四二条第二項の規定による品種登録の出願料の軽減について、その手続及び軽減額を定めることとした。（第五条関係）

5　法第四二条第三項の規定による品種登録出願に係る登録料の軽減について、その手続及び軽減額を定めることとした。（第六条関係）

6　法に規定する内閣総理大臣、国土交通大臣及び環境大臣の権限のうち、復興局長又は地方支分部局の長に委任する権限を定めることとした。（第七条関係）

7　附則

㈠　この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二四年五月三〇日）から施行することとした。（附則第一条関係）

㈡　その他所要の規定を整備することとした。（附則第二条～第四条関係）

◇**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令**（政令第一五二号）（経済産業省）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二三年法律第一〇八号）附則第三条及び第四条の規定の施行期日を平成二四年五月二九日とすることとした。

◇**検疫法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五三号）（厚生労働省）

1　国際保健規則の改正に伴い、船舶に対する衛生検査の手数料を改定するとともに、新たに船舶の一部に対する衛生検査の手数料を設けることとした。（別表第二関係）

2　この政令は、平成二四年六月一日から施行することとした。

政　令

福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五十号

福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

福島復興再生特別措置法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年五月三十日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀

福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五十一号

福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十四条第一項及び第二項並びに福島復興再生特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する公営住宅法附則第十五項の規定により読み替えて適用する同法第四十四条第一項並びに福島復興再生特別措置法第四十一条第二項及び第三項、第四十二条第二項及び第三項並びに第七十三条の規定に基づき、この政令を制定する。